

第65回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面省略事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

会計監査人の監査報告

監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

アズワン株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「会計監査人の監査報告」及び「監査等委員会の監査報告」については法令及び定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社（以下、「アズワングループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① アズワングループ全体に関する事項

アズワングループの取締役及び使用人がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」「倫理規程」「コンプライアンスマニュアル」を会社ごとに制定する。

② 当社の取締役にに関する事項

- ・取締役会は、取締役会規程を整備し、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
- ・代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
- ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ・取締役の職務執行状況は、監査等委員会監査等基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受ける。
- ・当社と関連当事者との取引に関しては、法令及び「関連当事者取引管理規程」に従い適切に管理を行う。

③ 当社の使用人に関する事項

- ・使用人に対しては適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に則り適正に処分する。
- ・研修担当部門によるコンプライアンス教育・研修を実施する。
- ・監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長への都度報告及び監査等委員会への定期報告を行う。あわせて内部監査の状況に応じ取締役会へ適宜報告する。さらに、取締役会に内部監査総括として、内部監査の全体像を年1回報告する。
- ・取締役及び使用人が当社又は外部弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

④ 子会社の取締役及び使用人に関する事項

- ・子会社は、上記に定める当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に準じて、取締役会を運営し、取締役の職務執行を監視・監督する。
- ・子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役を配置する。
- ・当社の監査部は、子会社に対して原則として年1回の内部監査を実施する。
- ・当社の監査等委員会又は監査部は、必要に応じて子会社に対する監査を実施する。
- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が当社又は外部弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
- ・情報の管理については、「情報セキュリティ規程」「情報セキュリティ対策基準書」を制定し、適切な管理を行う。

3. アズワングループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスクの発生防止に係る管理体制の整備、及び発生したリスクへの対応等を定めた、リ

スク管理規程を制定する。

- ・当社は、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- ・当社における各部門の長である取締役及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- ・会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- ・上記リスクマネジメント委員会において、子会社のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- ・当社は、子会社の取締役からの報告を通じて、子会社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

4. アズワングループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を制定し、取締役の担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- ・また、当社の取締役会において中期経営計画、年度予算を策定し、取締役は達成に向け職務を執行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ・当社の幹部会等の会議体を通じ、経営方針の周知徹底と社内における意思疎通を図る。
- ・子会社においても当社に準拠した社内規程等の整備等を行い、これに必要な体制を構築するものとする。
- ・当社の取締役会は、子会社の中期経営計画、年度予算の策定及び実績の管理を行うものとする。

5. 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適正な管理統制を行う。
- ・当社は子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な情報を定期的に報告するよう義務付ける。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人（以下、「補助スタッフ」という。）を置くことを求めた場合における当該補助スタッフに関する事項、その補助スタッフが監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び当該補助スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会が補助スタッフを置くことを求めた場合、必要に応じて置くものとする。
- ・監査等委員会が補助スタッフを置くことを求めた場合、その人事に関しては事前に監査等委員でない取締役と監査等委員会が意見交換を行う。
- ・補助スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

7. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
- ・監査等委員でない取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・選定監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて、幹部会等の重要な会議に出席の上、必要に応じて監査等委員会に報告する。

- ・内部通報制度の担当部署は、監査等委員会に対して、内部通報の状況を定期的に報告する。
8. **子会社の取締役及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ・子会社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
 - ・子会社の取締役及び監査役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
 - ・当社の選定監査等委員は、子会社の取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて、子会社の重要な会議に出席の上、必要に応じて当社の監査等委員会に報告する。
 - ・当社の内部通報制度の担当部署は、当社の監査等委員会に対して、子会社における内部通報の状況を定期的に報告する。
9. **監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・監査等委員会へ報告を行った者又は関係者に対し、当該報告を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - ・監査等委員会への報告を行った者及びその内容については、報告者のプライバシーに十分に配慮し、厳重な情報管理を行う。
10. **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署にて審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
11. **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査等委員会は、代表取締役社長と適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・監査等委員会は、内部監査部門である監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部門の充実を図る。
 - ・監査等委員会は、主要な稟議書・報告書等やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧及び徴求し、必要に応じて監査等委員でない取締役又は使用人にその説明を求める。
 - ・監査等委員会は、会計監査人と四半期ごとに会合を持ち、意見及び情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
12. **反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容**
- ・当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える違法行為等を行う反社会的勢力又はこれらに準ずる団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ・当社は、平時において反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、有事においては警察その他外部の専門機関と連携して、適切な対応をとるものとする。
 - ・子会社においても、1. ①に定める規程等に基づき、反社会的勢力排除に向け必要な体制を整備

する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

- ・コンプライアンス全般に関する課題及び対応策につきましては、取締役会等の重要会議を通じて、情報を共有し、対応策を立案・実施しております。また、全社員に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の拡充・実践を図っております。内部通報窓口は、外部弁護士への通報窓口も備え、通報者のプライバシーに配慮した通報制度を構築しております。

② リスク管理体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、毎月リスクマネジメント委員会を開催し、各部署及び子会社から発生したリスク及び予見されるリスクに関する報告を受け、これに対する対応策を協議しております。またリスクマネジメント委員会での議事の内容につきましては、定期的にと取締役会に報告を行っております。

③ 子会社管理体制

- ・子会社に対しては、「関係会社管理規程」「関連当事者取引管理規程」等に基づく管理及び定期的な監査を実施するとともに、担当取締役が取締役会において子会社の経営状況や活動状況について報告を行うなど、適切な管理を行っております。

④ 取締役の職務執行体制

- ・「取締役会規程」に基づき、毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議、中期経営計画の進捗状況のフォロー、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

⑤ 監査等委員会の監査体制

- ・監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、監査部との緊密な連携を保ち、業務執行の適正性を監査しております。さらに、選定監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて執行役員会・幹部会等の重要会議に出席し、適宜質問をし、意見を述べる他、重要会議議事録並びに重要な稟議書等を閲覧し、取締役、使用人に適宜説明を求め、必要に応じてその内容を監査等委員会に報告しております。また、監査等委員でない社外取締役との情報共有、会計監査人との情報交換・連携を行い、より実効的な監査体制の構築に努めております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	73,023	流 動 負 債	25,764
現金及び預金	20,036	支払手形及び買掛金	16,961
受取手形	272	短期借入金	2,122
電子記録債権	14,757	未払法人税等	2,295
売掛金	22,905	賞与引当金	1,104
リース投資資産	54	その他	3,280
有価証券	2,104	固 定 負 債	5,478
棚卸資産	12,074	長期借入金	2,630
その他	829	繰延税金負債	17
貸倒引当金	△ 13	株式給付引当金	184
固 定 資 産	29,397	役員株式給付引当金	92
有 形 固 定 資 産	10,470	退職給付に係る負債	28
建物及び構築物	3,080	資産除去債務	1,795
機械装置及び運搬具	1,766	その他	729
工具、器具及び備品	1,004		
土地	2,227	負 債 合 計	31,242
リース資産	9		
建設仮勘定	2,330	純 資 産 の 部	
その他	51	株 主 資 本	66,784
無 形 固 定 資 産	1,715	資本金	5,075
ソフトウェア	1,453	資本剰余金	4,337
ソフトウェア仮勘定	253	利益剰余金	63,003
その他	8	自己株式	△ 5,632
投資その他の資産	17,212	その他の包括利益累計額	4,282
投資有価証券	11,650	その他有価証券評価差額金	3,637
退職給付に係る資産	200	為替換算調整勘定	645
繰延税金資産	319	新株予約権	111
投資不動産	3,520		
その他	1,552	純 資 産 合 計	71,178
貸倒引当金	△ 31		
資 産 合 計	102,421	負 債 純 資 産 合 計	102,421

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		110,698
売上原価		77,232
売上総利益		33,465
販売費及び一般管理費		20,627
営業利益		12,838
営業外収益		
受取利息及び配当金	262	
不動産賃貸料	435	
その他	51	749
営業外費用		
支払利息	37	
不動産賃貸原価	168	
為替差損	97	
その他	54	358
経常利益		13,228
特別損失		
投資有価証券評価損	44	44
税金等調整前当期純利益		13,184
法人税、住民税及び事業税	4,037	
法人税等調整額	△ 32	4,004
当期純利益		9,179
親会社株主に帰属する当期純利益		9,179

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	5,075	4,351	64,635	△10,840	63,220
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,670		△4,670
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,179		9,179
自 己 株 式 の 取 得				△1,302	△1,302
自 己 株 式 の 処 分		153		202	356
自 己 株 式 の 消 却		△6,307		6,307	-
利益剰余金から資本剰 余 金 へ の 振 替		6,140	△6,140		-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△13	△1,631	5,208	3,563
当 期 末 残 高	5,075	4,337	63,003	△5,632	66,784

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,787	589	3,376	111	66,709
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△4,670
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					9,179
自 己 株 式 の 取 得					△1,302
自 己 株 式 の 処 分					356
自 己 株 式 の 消 却					-
利益剰余金から資本剰 余 金 へ の 振 替					-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	850	55	905	-	905
当 期 変 動 額 合 計	850	55	905	-	4,469
当 期 末 残 高	3,637	645	4,282	111	71,178

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 亜速旺（上海）商貿有限公司
ニッコー・ハンセン株式会社
井内物流株式会社
AS ONE INTERNATIONAL, INC.
株式会社トライアンフ・ニジュウイチ
株式会社カスタム

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の数
該当事項はありません。
- ・関連会社の数
1社
- ・主要な関連会社の名称
ラボ・デザインシステムズ株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名 亜速旺（上海）商貿有限公司及びAS ONE INTERNATIONAL, INC.

決算日 12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・商品及び製品

移動平均法による原価法、但し加工商品については主として総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

建物及び構築物以外 2～20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

ニ. 投資不動産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

建物及び構築物以外 6～10年

ホ. 長期前払費用

毎期均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 株式給付引当金

社員株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員株式給付引当金

取締役株式給付規程に基づく取締役に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ラボラトリー分野、インダストリー分野及びメディカル・介護分野における販売店に、主として機器・備品・消耗品等を卸売の形態で販売しております。当社グループは約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。顧客による支配の獲得時点は、国内販売においては、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。海外販売においては、履行義務が充足される一時点で収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時において一括して費用処理しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却することとしております。但し、少額のものについては、発生年度に一括償却しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）301百万円

（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は2,408百万円である）

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じており、かつ、当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないため、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものと判断しておりますが、翌連結会計年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じない場合又は経営環境に著しい変化があった場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、九州DCの移設を契機に原状回復費用の新たな情報を入手し、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額4億29百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ56百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

減価償却累計額

有形固定資産 12,647百万円

投資不動産 1,520百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	79,752,540株	一株	4,740,000株	75,012,540株

(注) 減少株式数は、自己株の消却による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 2025年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額 2,441百万円

・ 1株当たり配当額 34円

・ 基準日 2025年3月31日

・ 効力発生日 2025年6月6日

ロ、2025年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,229百万円
- ・1株当たり配当額 31円
- ・基準日 2025年9月30日
- ・効力発生日 2025年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,431百万円
- ・1株当たり配当額 34円
- ・基準日 2026年3月31日
- ・効力発生日 2026年6月2日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 96,400株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等で、また経常的な資金の調達には銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に株式と債券であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金等であります。

長期借入金については固定金利での調達を基本としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*2）	時価（*2）	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	13,209	13,209	—
(2) 長期借入金	(4,752)	(4,695)	△56

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品（非上場株式）の連結貸借対照表計上額は505百万円であります。

(*4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は39百万円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	6,478	—	—	6,478
債券	—	6,731	—	6,731
資産計	6,478	6,731	—	13,209

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,695	—	4,695
負債計	—	4,695	—	4,695

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は大阪市その他の地域において賃貸用商業ビル2棟（土地を含む。）及び遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
3,931	8,753

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、投資不動産3,520百万円と、有形固定資産の土地・建物のうち賃貸部分に係る金額340百万円及び遊休資産69百万円の合計額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

a. 部門別販売実績

(単位：百万円)

	卸 売 事 業	そ の 他 (注 2)	合 計
ラボ・インダストリー部門	92,516	—	92,516
メディカル部門	16,871	—	16,871
その他	—	587	587
顧客との契約から生じる収益	109,388	587	109,975
その他の収益	722	—	722
外部顧客への売上高	110,110	587	110,698

(注) 1. 部門別販売実績は、部門ごとに管轄する販売店への販売実績を集計した補足情報です。

2. 「その他」の区分はWEB購買業務代行事業等です。

b. 品目別販売実績

(単位：百万円)

	卸 売 事 業	そ の 他 (注 2)	合 計
科学機器・装置			
汎用科学機器・装置	11,264	—	11,264
分析、特殊機器・装置	22,780	—	22,780
物理、物性測定機器・装置	6,247	—	6,247
実験用設備機器	15,838	—	15,838
小計	56,130	—	56,130
科学器具・消耗品			
汎用器具・消耗品	26,285	—	26,285
半導体関係特殊器具	10,249	—	10,249
小計	36,534	—	36,534
看護・介護用品	16,723	—	16,723
その他	—	587	587
顧客との契約から生じる収益	109,388	587	109,975
その他の収益	722	—	722
外部顧客への売上高	110,110	587	110,698

(注) 1. 品目別販売実績は、当社の品目分類による品目ごとの販売実績を集計した補足情報です。

2. 「その他」の区分はWEB購買業務代行事業等です。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	998円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	128円35銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託（取締役向け）と株式給付型E S O P信託が保有する当社株式（当連結会計年度末261,763株、期中平均株式数217,609株）を控除して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	63,939	流 動 負 債	22,035
現金及び預金	15,232	買掛金	13,166
受取手形	266	短期借入金	2,122
電子記録債権	14,549	未払金	2,629
売掛金	19,664	未払法人税等	2,156
有価証券	2,104	賞与引当金	1,052
商品及び製品	11,280	その他	907
原材料及び貯蔵品	166	固 定 負 債	5,332
その他	686	長期借入金	2,630
貸倒引当金	△ 12	株式給付引当金	184
固 定 資 産	32,452	役員株式給付引当金	92
有 形 固 定 資 産	10,070	資産除去債務	1,795
建築物	3,032	その他	630
構築物	15	負 債 合 計	27,368
機械及び装置	1,713	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	958	株 主 資 本	65,274
土地	2,003	資本金	5,075
建設仮勘定	2,329	資本剰余金	5,469
その他	16	資本準備金	5,469
無 形 固 定 資 産	1,550	利 益 剰 余 金	60,361
ソフトウェア	1,375	利益準備金	159
ソフトウェア仮勘定	169	その他利益剰余金	60,202
その他	5	別途積立金	39,800
投 資 そ の 他 の 資 産	20,831	繰越利益剰余金	20,402
投資有価証券	11,626	自 己 株 式	△ 5,632
関係会社株式	2,164	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,637
関係会社出資金	800	その他有価証券評価差額金	3,637
繰延税金資産	1,055	新 株 予 約 権	111
投資不動産	3,520		
その他	1,695	純 資 産 合 計	69,023
貸倒引当金	△ 31	負 債 純 資 産 合 計	96,391
資 産 合 計	96,391		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		105,603
売上原価		74,627
売上総利益		30,976
販売費及び一般管理費		19,015
営業利益		11,960
営業外収益		
受取利息及び配当金	345	
不動産賃貸料	456	
その他	19	821
営業外費用		
支払利息	37	
不動産賃貸原価	168	
為替差損	84	
その他	39	330
経常利益		12,451
特別損失		
投資有価証券評価損	44	44
税引前当期純利益		12,407
法人税、住民税及び事業税	3,793	
法人税等調整額	△ 88	3,704
当期純利益		8,702

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	5,075	5,469	13	5,482	159	39,800	22,510	62,470	△10,840	62,187
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△4,670	△4,670		△4,670
当 期 純 利 益							8,702	8,702		8,702
自己株式の取得									△1,302	△1,302
自己株式の処分			153	153					202	356
自己株式の消却			△6,307	△6,307					6,307	-
利益剰余金から 資本剰余金 への振替			6,140	6,140			△6,140	△6,140		-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	-	-	△13	△13	-	-	△2,108	△2,108	5,208	3,086
当 期 末 残 高	5,075	5,469	-	5,469	159	39,800	20,402	60,361	△5,632	65,274

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,787	2,787	111	65,086
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△4,670
当 期 純 利 益				8,702
自己株式の取得				△1,302
自己株式の処分				356
自己株式の消却				-
利益剰余金から 資本剰余金 への振替				-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	850	850	-	850
当期変動額合計	850	850	-	3,936
当 期 末 残 高	3,637	3,637	111	69,023

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 商品及び製品

移動平均法による原価法、但し加工商品については総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

建物及び構築物以外 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資不動産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

建物及び構築物以外 6～10年

⑤ 長期前払費用

每期均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時において一括して費用処理しております。

④ 株式給付引当金

社員株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

取締役株式給付規程に基づく取締役に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ラボラトリー分野、インダストリー分野及びメディカル・介護分野における販売店に主として機器・備品・消耗品等を卸売の形態で販売しております。当社は約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。顧客による支配の獲得時点は、国内販売においては、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。海外販売においては、履行義務が充足される一時点で収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート等を控除した金額で測定しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「リース投資資産」、「前渡金」、「前払費用」は、金額的重要性を鑑み、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「リース投資資産」は82百万円、「前渡金」は215百万円、「前払費用」は387百万円、「その他」は186百万円であります。

前事業年度において、区分掲記しておりました「有形固定資産」の「車両運搬具」と「リース資産」は、金額的重要性を鑑み、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「車両運搬具」は14百万円、「リース資産」は4百万円であります。

前事業年度において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」、「長期前払費用」、「前払年金費用」は、金額的重要性を鑑み、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「破産更生債権等」は14百万円、「長期前払費用」は76百万円、「前払年金費用」は151百万円、「その他」は1,161百万円であります。

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」、「未払費用」、「前受金」、「預り金」、「前受収益」は、金額的重要性を鑑み、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「リース債務」は1百万円、「未払費用」は378百万円、「前受金」は57百万円、「預り金」は37百万円、「前受収益」は45百万円、「その他」は290百万円であります。

前事業年度において、区分掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は、金額的重要性を鑑み、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「リース債務」は3百万円、「その他」は609百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）1,055百万円

（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は3,049百万円である）

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「（会計上の見積りに関する注記）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、九州DCの移設を契機に原状回復費用の新たな情報を入手し、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額4億29百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、この見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ56百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 減価償却累計額

有形固定資産 12,335百万円

投資不動産 1,520百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 138百万円

② 短期金銭債務 687百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 売上高 962百万円

② 仕入高 2,296百万円

③ 販売費及び一般管理費 5,428百万円

④ 営業取引以外の取引高 120百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,103,457株	403,941株	4,762,468株	3,744,930株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社株式が261,763株含まれております。
2. 増加株式数は、市場買付による増加403,900株及び単元未満株式の買取り請求による増加41株であります。
3. 減少株式数は、自己株式の消却による減少4,740,000株、株式給付信託の給付による減少11,968株及び譲渡制限付株式報酬割当てによる減少10,500株であります。
4. 株主名簿上の自己株式には、株主名簿上は当社の名義となっておりますが、当社が実質的に所有していない株式が2,904株含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式評価損	761百万円
資産除去債務	565
減損損失	357
賞与引当金	331
減価償却費	287
投資有価証券評価損	229
未払事業税	124
その他	391
繰延税金資産合計	3,049
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,672
資産除去債務	△260
前払年金費用	△60
繰延税金負債合計	△1,993
繰延税金資産（負債）の純額	1,055

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
(注1)	公益財団法人井内財団(注2)	—	不動産の賃貸(注3)	賃貸料等の受取	0	前受収益	0
				寄付金の支払	10	—	—
役員	井内卓嗣	被所有直接0.4%	当社取締役社長	金銭報酬債権の現物出資(注4)	12	—	—

- (注) 1. 役員の近親者が議決権の過半数を有している公益財団法人であります。
2. 当財団は、ミャンマーからの留学生支援に関する事業を行い、ミャンマーの発展並びに我が国との友好、親善及び人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的としています。財団への寄付金については、取締役会の承認に基づいております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
不動産の賃貸条件等については、外部の専門業者が近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
4. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の(収益認識に関する注記)に記載した内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 968円51銭
- (2) 1株当たり当期純利益 121円69銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託(取締役向け)と株式給付型E S O P信託が保有する当社株式(当事業年度末261,763株、期中平均株式数217,609株)を控除して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アズワン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北池晃一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤公夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アズワン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アズワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アズワン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北池晃一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤公夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アズワン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和6（2024）年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

アズワン株式会社 監査等委員会

監査等委員 鈴木一孝 印

監査等委員 金井美智子 印

監査等委員 三浦由布子 印

(注) 監査等委員鈴木一孝、金井美智子及び三浦由布子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。